

第 17 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年 11 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 29 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 13 名 欠席者 3 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
移転について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について

議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（13 名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
5 番	近藤 茂	6 番	井寺 知江子
7 番	成清 輝美	9 番	中村 浩章
10 番	北原 良輝	11 番	城戸 慎吾
12 番	溝口 弘之	15 番	古賀 重満

16番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（3名）

8番 角 豊明

13番 城戸 孝行

14番 富安 春二

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

○事務局

今から総会のほう始めさせていただきますけども、携帯のほうは電源を切られるかマナーモードにさせていただきますようによろしく願いいたします。それでは会長お願いいたします。

○議 長

皆さん改めましてこんにちは。随分気候も涼しくなりましたけれども、皆さん方健康に留意していただきたいと思います。それでは、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から第17回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、8番の角豊明委員、13番の城戸孝行委員、14番の富安春二委員、3名が欠席でございます。新型コロナは今のところ一旦落ち着いているようですがけれども、感染防止対策は当面、継続する必要がありますので、今回も、できるだけ短時間での総会となりますよう事務局からの説明は簡潔にお願いいたします。また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを、簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いいたします。本日の総会は、報告事項が1件、議案が8件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、5番の近藤茂委員、6番の井寺知江子委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号について事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

1ページと2ページに1項から5項までございますけども、1項及び第3項は、借人へ売買のための解約でございます。また、2項及び第4項につきましては、借人の変更のための解約でございます。また、5項につきましては、転用のための解約となっております。これらの件は全て後ほどの議案でそれぞれにあがってまいります案件となっております。報告の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました、報告事項は終わります。何もありませんね。

それでは次に、議案第1号を提案いたします。今回のあっせん登録申請は2件ございますが、一括して事務局からの説明を受け、質疑を行い、裁決はそれぞれにいたします。それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の3ページをお願いいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

でございます。

第1項、氏名、_____、住所、筑後市大字前津、経営形態、梨、面積、173a、農業労働力、合計で4名でございます。続きまして、

第2項、氏名、_____、住所、筑後市大字井田、経営形態、米麦大豆、面積、145a、農業労働力、合計で5名でございます。説明は以上です。

_____さんは過去にあっせん名簿登録されておりましたけれども、記録がないくらい前でございますため改めての登録でございます。_____さんは初めて、新規の登録でございます。以上でございます。

○議 長

議案第1号第1項及び第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので第1項より順に採決をとります。

議案第1号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第1号第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の4ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積117㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。受人、前津の_____さん、利用目的は茶、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和3年11月25日とされております。

続きまして、第2項、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積1,153㎡、渡人、_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、利用目的は梨で、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和3年11月25日とされております。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。第3項、所在、西牟田、地目、田1筆、面積3,700㎡、渡人、_____さん、受人、大字西牟田の_____さん、利用目的は苺でございます。売買価格は総額で_____円、引渡しは令和3年12月10日とされております。この第3項につきましては、面積自体はもっと広い面積の一部です。3,700㎡をされるということでございます。以上でございます。

○議 長

それでは議案第2号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権移転について
でございます。

権利種別、貸借権移転、第1項、所在、折地、地目、田11筆、面積合計で、26,620㎡、貸人、大字折地の_____さん他3名いらっしゃいます。借人は大字折地の____さんです。こちらは、備考欄にあります、折地の_____さんから、利用権の移転をされるものでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第3号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

でございます。

利用権設定は借り人で全部で25件でございますが、第1項のみご説明させていただきます。第1項、所在、長浜、地目、畑1筆、面積2,948㎡、利用権は使用貸借、貸人は長浜の_____さん、借り人は長浜の_____さん、利用目的は花でございます、期間は3年間の再設定でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書のほうは飛びまして28ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業分は今回ゼロでございます。左上の総計からでございます。田が49件で面積233,597.89㎡でございます。畑が12件で面積が28,121㎡、合計の61件で面積が261,718.89㎡でございます。新規・再設定別では、新規が10件、再設定が51件、通年・期間借地の別では、通年が55件、期間借地が6件、小作料納入別は、金納が46件、物納が6件、耕起代掻きが4件、使用貸借が5件でございます。右の表をお願いいたします。貸借期間別でございますが、3年が21件、4年が7件、5年が21件、10年が12件となっております。議案第4号の説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりました。議案第4号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第4号について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。本日の農地法第3条の案件は4件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の29ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、贈与、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積2,704㎡、渡人、前津

の_____さん、受人、前津の_____さん、申請事由は母より子への贈与でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。審議のほうよろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在、溝口、地目、田1筆、面積2,028㎡、渡人、溝口の_____さん、受人、上北島の_____さん、申請事由は渡人の希望で規模縮小をされるものです。売買価格は反当たりの_____円で総額_____万円とされております。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

それでは第2項について担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、贈与、所在、鶴田、地目、田1筆、面積1,274㎡、渡人、埼玉県所沢市の_____さん、受人、鶴田の_____さん、申請事由は兄弟間の贈与でございます。こちらの農地は農事組合法人へ利用権設定がされておりまして、経営面積も少なくなっておりますけれども、これは他の農地も法人へ貸付けされているからでございます。受人はこちらの法人の構成員でございますので下限面積の40aは適用しおらないところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

それでは第3項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在、庄島、地目、畑1筆、面積154㎡、渡人、大字長崎の_____さん、受人、同じく庄島の_____さん、売買価格は総額の_____円でございます。作物は露地野菜をされるということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

それでは第4項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明のとおりです。審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので順に採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は1件でございます。それでは第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の30ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、所在、井田、地目、田1筆、面積598㎡、申請人は、筑後市井田の____さん、申請事由は、自己住宅及び車庫、倉庫建築となっております。場所の確認をお願いいたします。地図の1ページです。(地図により位置説明)この度、県道の拡幅工事により現在の自宅が道路にかかるため、自宅を解体して新たに自己住宅及び車庫、倉庫を建築するものでございます。この農地は第1種農地であり、1種農地の例外規定の集落接続するため住宅建築が可能となるものです。建築面積は合計で225.77㎡、内訳としましては自自己住宅が141㎡程度、車庫が45㎡程度、倉庫が40㎡程度でございます。一体利用地として、緑色で示しました宅地263.32㎡の計画となっております。説明は以上です。

○議長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明とおりでございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願ひいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第7号、農地法第5条の計画変更でございます。第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の31ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による転用計画変更申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、上北島、田1筆、面積186.65㎡、渡人は上北島の____さん、受人は津島の_____さん、変更計画申請事由は、当初計画の建売住宅用地から、自社用資材置場へ計画変更するものとなっております。この案件は、令和2年2月に許可されたものですが、当初はですね建売住宅ということで契約相手もあり、契約寸前でございます。しかしですねこちらの境界点の位置とか、字図の形、水路の形状が合わないなど法務局との協議が長引きまして、登記申請が遅れたため、契約が解消と言いますか反故になったものでございます。その後1年8ヶ月ほど営業努力もされてきましたけれども、かねてから資材置場を探されておりましたですね、事業拡大のため今回、事業計画変更とされたものでございます。場所の確認をお願いします。地図の2ページになります。先ほど言いましたように令和2年2月許可をした所です。(地図により位置説明) 現況としましては、既に造成工事も終了しております、コンクリートブロックも施工済みでございます。こちらの農地区分につきましては第3種農地となります。上水道、下水道の2管、半径500mの範囲内に公的施設、水田

小学校とですね病院、____医院さんの2施設があるため、2管2施設の3種農地判断ということになります。なお、一体利用地がちょっと分かりにくいんですけど緑色で少し色づけしている所がですね12.27㎡というふうになってございます。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第7号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第8号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は9件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは議案書32ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在は若菜、地目、田1筆、面積1,200㎡、渡人は富久の____さん、受人は久留米市南の____株式会社さんでございます。申請事由は建築分譲住宅建設、特定条件付売買予定地6棟となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。(地図により位置説明) こちらの農地区分

はですね、先ほども申しましたが、上水道、下水道の2管、それと半径500mの範囲内にすぐ近くに二川小学校、それとちょっとこちら切れてますけど、富久の交差点の所に_____クリニックさんの2施設があるため、2管2施設の第3種農地というふうに判断しております。第3種農地は原則許可となっております。総額の____万円、坪単価の_____円となっております。_____株式会社さん、筑後市での転用事業は初めてとなっております。説明は以上です。

○議 長

第1項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは、第1項の申請人の入室をお願いします。

【申請人 入室】

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして大変ありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人である_____株式会社の_____様でございます。_____様におかれましては、委員からの質問がありましたらご起立していただいて簡潔なご答弁をお願いいたします。それでは申請人に、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

○委 員 (3番)

筑後市で初めてということなんですけど、事業内容について教えてもらえませんか。

○申請人

はい。この度は農地ということで、私どもは農地の方を買い上げて、こちらのほうに造成をして、住宅を建築させていただいて建売販売という目的でございます。現地の内容としては6棟建てる予定でございます。こちらは全て建売の事業計画とはしておりますけど一部変更になる可能性は必ずしもゼロではない、例えば土地だけ購入されるという方も無きにしも有らずということもあるんですけども、そちらのほうはまた、こちら農業委員会さんのほうとお話をさせていただいて、可能か不可能かというところでまた協議させていただいていくつもりでございます。(ありがとうございました。)

○議 長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（6番）

この筑後市近郊ですね、その事業実績があれば何か教えていただけますか。

○申請人

今現在に至っては、広川町ですね、広川町のほうで、下広ですね、こちらのほうで今9棟の分譲地を行い、あと残のほうが1棟というそういう一応成果というか、計画の報告ですね、と現在に至っては八女市平田、こちらのほうが今4棟やっております、分譲ですね。こちらのほうは未だ完了はしておりません、完売はまだしておりません。今未だ継続中という結果です。筑後地区ということで管内では今工事を行っている最中でございます。（ありがとうございました。）

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（15番）

上にすぐ、北側ですね水路があるんですが、この盛土はどれくらいされますかね。

○申請人

今現在のところでいきますと、約盛土としては60センチから80センチ。

○委員（15番）

この水路との兼ね合いは大丈夫ですかね。

○申請人

特にここの部分に関しては一応クリアしております。今回協議をさせていただいた結果なんですけれども、北側の水路に関してはL型擁壁ということを用いておりますので、特にこちらのほうに関しては決壊とかその他もろもろというのは考えられることは無いと思います。（分かりました。）

○議長

次、他はございませんか。はいどうぞ。

○委員（5番）

今回の申請事由は特定建築のですね、付の土地の分譲ちゅうことですが、計画の変更がある可能性もあるというようなことを仰いましたけどですね、この建築条件付の売買になりますとですね、3つぐらいの制約がありますよね。それで、一定期間内に建築請負とかですね、それともし土地の売れ残りですね、あった場合は転用業者自

らが建てるというようなことですが、その一定期間の業者さんが完売出来ないという判断ちゅうかですね、あれは大体、努力はされると思いますよ、それで、業者さんの判断によりますね、自らが建設をしなくちゃいけないということですが、その判断のタイミング、時期ですね、これはなかなか難しいと思うんですけど、そういう条件もあるしですね、当然転用許可権者ですかね、福岡県はですねそういう状況を報告しなくてはいけないと思いますからですね、完売に努力はされると思いますが、どれくらいを目処で完売をされる予定ですかね。販売計画のスケジュールを分かれば教えていただきたいと思っております。

○申請人

先ずですね、今ご質問があった件に対してなんですけども私どもが先ほどについては誤解が生じて申し訳ないんですけど、例えばその状況によって土地だけの分譲販売っていうのを今一瞬させていただいたんですけども、それはあくまでもお客様の要望あつての場合であつてですね、それがない限りは私どもは計画どおりの分譲を建てるっていうのを100%進めていく事業計画なんです。今現在に至つても、例えば何ですけど、実際今あつている現状なんですけども、分譲地というのは不思議なことで何か最初の1棟目と最後の1棟が非常に力が入るんですよ。なんかあの一つだけ残る可能性っていうのが非常に高く、ただそこは皆さん努力されてるんですけども、あの、やはりそういった場合は各建売販売業者さん方々は最後の1棟はわりかし言葉は悪いんですけどたたき売りされるっていうケースが多いです。早く計画を終わらかしたいっていうことですが、これに関してはちょっと事業内容が違うんですけど、僕らから説明させていただきますと、金融機関が絡んでくるんです。銀行っていうのは金融機関さんっていうのはあくまでも計画ありきなので、例えば2年っていう計画の融資を受けると2年間でもう終わらかして下さいっていうことで、次の事業になかなか許可してくれないんですよ。そこがリスクがあるもんですから皆さん少しでも安くても、もう安くなつてもたたき売りをして早く終わらかして次の事業に行くという展開なんですけども、私どもは地元で頑張っている業者なので最後まで自分所で販売をやるという考え方で、今のところ過去に至つては売れ残りは一度もないです。最後まで頑張って売ってます。むしろ値段も下げません。値段も下げずに一番長いのはほんとに、恥ずかしいんですけど先月北野町のほうが1年と10ヶ月かかりました。でも値段は1円も下げません。っていうのは他の分譲地を買われた方に対し

て申し訳ないので、それもありますし私どもがやっぱり一生懸命力を掛けて造った家なので、たたき売りはしておりません。その結果を必ず遅れてでも結果はでてきておりますので、最後まで私たちは諦めずに自分たちの手で計画どおり分譲をするという計画は今のところですね、生じておりません。今後もやり続けていくっていうことで、決意であります。

○委員（5番）

分かりました、大体ですね。それであの農地区分がですね、用途地域じゃ無くて第3種ですけど区域外っていうことですね、基本的には土地だけでは売買はこれは認められておりませんからですね、努力はしていただきたいと思います。（そこは一応認識しておりますので。） よろしくをお願いします。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは、他に質問がないようでございますので、____さんにおかれましてはここで退席していただきます。それでは____様におかれましては、大変お忙しい中ご出席ありがとうございました。

【申請人 退室】

それでは再開します。次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりです。場所につきましては3ページです。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第8号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在、長浜、地目、畑1筆、面積335㎡、渡人は筑後市長浜の_____さん、受人は春日市惣利の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。地図の4ページです。(地図により位置説明)住宅面積は109.30㎡となっております。こちらの農地区分は、用途地域で第3種農地と判断しており、原則許可となっております。総額_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局から説明のあったとおりでございます。それともう一つ、ここに水路がございますけれど水路についてはこのイクマツ水路担当の世話人が5人おられますけれどもその方たちと了解済みでございますのでその辺よろしくをお願いします。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので順に採決をとります。

議案第8号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、長浜、地目、畑1筆、面積334㎡、渡人は筑後市長浜の_____さん、受人は八女市国武の_____さん、申請事由は、自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。同じく地図の4ページ、先ほどの農地のすぐ南側、下側ということになります。(地図により位置説明)住宅面積は105.58㎡となっております。こちらの農地区分は、同じく用途地域で第3種農

地と判断しており原則許可となっています。こちらの総額は_____円、坪単価の_____円となっております。先ほどと大きく違いますけれども南側に先ほど____委員さんからもありましたように、南側の水路のですね、工事等のため擁壁とかですね、工事の面も含めてですね安くなっているようでございます。坪単価の約_____円でございます。こちら____さんはですね八女市で建築関係のお仕事をされておまして自社見積りでですね建築も自社でされるというこよでございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局から説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第8号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の33ページをご覧ください。第4項、契約、売買、所在、熊野、地目、田3筆、畑1筆、面積合計2,470㎡、渡人は東京都世田谷区の_____さん、受人は、筑後市熊野の_____株式会社さん、申請事由は事業拡大による資材置場、資材ラックを置くという計画でございます。場所の確認をお願いします。地図の5ページでございます。(地図により位置説明)令和2年12月に許可した駐車場用地の東側にあります。この農地は、用途地域で第3種農地であり原則許可となっております。一体利用地は、南側の道路に接続する雑種地7.14㎡になります。この農地は耕作放棄地となっていたところでございます。総額の_____円、坪単価の約_____円となっ

ています。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。地図は5ページについております。ご審議のほうよろしくをお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第8号第4項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項と第6項は関連いたしますので、続けて説明を受け、一括して審議した後に、それぞれに採決をとりたいと思います。それでは、議案第8号第5項及び第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在、熊野、地目、田2筆、面積1,586㎡、渡人、八女市高塚の_____さん、受人は京都市伏見区の株式会社_____さん、申請事由は太陽光発電設備設置という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページをご覧ください。5条の5と書いているところでございます。(地図により位置説明)この農地は、用途地域で第3種農地であり原則許可となっております。こちらの発電設備は49.5kwの発電設備で、太陽光パネル280枚の計画となっております。売電開始は令和4年2月28日となっております。この農地は耕作放棄地となっていたところでございます。土地の売買価格は_____円、坪単価の_____円となっております。

続きまして、第6項、契約、売買、所在、熊野、地目、田1筆、畑3筆、面積合計1,846㎡、渡人は八女市高塚の_____さん、受人は京都市伏見区の株式会社_____さんでございます。申請事由は同じく太陽光発電設備設置という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図は同じく6ページでございます。5条の6と

書いておるところをご覧ください。(地図により位置説明) この農地は、用途地域で第3種農地であり原則許可となっています。こちらの発電設備も49.5kw、太陽光パネル280枚の計画となっています。売電開始は同じく令和4年2月28日でございます。一体利用地としまして、北側の山林349㎡になってございます。土地の売買価格は_____円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。地図は6ページについております。ご審議のほうよろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第5項及び第6項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので順に採決をとります。

議案第8号第5項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について採決をとります。承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書34ページをご覧ください。第7項、契約、売買、所在、前津、地目畑1筆、面積747㎡、渡人は筑后市前津の_____さん、受人は久留米市三潞町の_____さん、申請事由は共同住宅建築ということになっております。場所の確認をお願いいたします。地図の7ページでございます。(地図により位置説明) 共同住宅が2棟、10戸、面積は合計で298.11㎡の計画となっております。こちらの農地区分は宅地に囲まれておりまして第3種農地と判断しており、原則許可となっております。総額_____

____円坪単価の約_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりでございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第8号第7項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第8項、契約、売買、所在、新溝、地目、田1筆、面積1,461㎡、渡人は佐賀県鳥栖市の_____さん、受人は大牟田市上白川町の_____さん、申請事由は自己住宅兼事業所建設及び露店資材置場という計画でございます。場所の確認をお願いします。地図の8ページでございます。(地図により位置説明)こちらの農地区分はですね第1種農地でございます。集落に接続が可能となっているため、第1種農地の例外規定に該当するものでございます。申請者ですね____さんは、大牟田市で電気設備業を営んでおられますけども、今回全てですね筑後市のほうへ移転をされるという計画をされてございます。移転の理由としましては、筑後市の立地条件が良いことをあげられています。筑後市からですと、久留米、八女、大川、柳川、みやま市のちょうど中間地点にあたってですね、また、筑後市の災害が少ないことも要因の一つだそうです。総額の_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては地図の8ページでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第8項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第8号第8項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第9項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第9項、契約、売買、所在、尾島、地目、田1筆、面積889㎡、渡人は筑後市津島の_____さん、受人は津島の_____さん、申請事由は事業拡大に伴う資材置場という計画でございます。場所の確認をお願いします。地図は9ページになります。(地図により位置説明) こちらの農地区分はですね宅地で囲まれておりまして第3種農地の判断、原則許可となっております。自宅のですね東側にあたりまして、自宅のですね東南といいますか、のところからスロープで降りる計画となっております。総額の_____円、坪単価の_____円でございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

事務局の説明のとおりでございます。地図は9ページです。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第9項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第8号第9項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第17回農業委員会を閉会いたします。

午後2時29分 閉会